

要保存

保護者の皆様

川崎市立虹ヶ丘小学校

校長 井上 恵子

特別警報・暴風警報・暴風雪警報発令時における児童の安全確保について

日頃より本校の教育活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。特別警報・暴風警報・暴風雪警報発令時および地震発生時等における児童の安全確保についてお知らせいたします。

保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1 『特別警報』『暴風警報』『暴風雪警報』の場合

神奈川県全域、または県内の一部（川崎市に限りません）に上記警報が、午前6時の時点で発令、あるいは発令が継続されている場合

- ★児童の安全確保のため、当日、**臨時休業**とします。
- ★この場合、当日の朝に学校からのお知らせはしませんので、天気予報などに十分ご注意ください。
- ★警報・注意報については、発表や解除の時刻が微妙な場合は、電話による気象情報（177番）をはじめ、テレビやラジオの災害情報やインターネット等、複数のメディアで確認をしてください。
- ★当日が遠足・修学旅行・自然教室等の行事も、延期・中止としますが、その場合に限り、対応について情報配信メール等で連絡します。

2 『特別警報』『暴風警報』『暴風雪警報』以外の警報の場合

「大雪警報」「大雨警報」等が、午前6時の時点で発令、あるいは発令が継続されている場合

- ★状況に応じて学校として判断します。臨時休業の場合は、保護者の皆様に連絡します。連絡がない場合は、通常通り学習を行います。

3 児童の登校後『特別警報』『暴風警報』『暴風雪警報』が発令された場合

- ★授業時間を繰り上げ、安全なうちに下校させます。ただし、下校する時間が暴風の襲来等と重なる恐れのある場合は、児童を学校で待機させる等の安全措置を講ずることがあります。
- ★『暴風警報』以外の警報が登校後に発令された場合並びに警報等が出ていない場合でも、天候の悪化が予想され、児童の下校に重大な支障をきたす恐れのある場合に、途中で下校させるか否かについては、その都度学校が判断します。
- ★上記の警報が解除された場合でも、市内の全駅を含む区間で市内鉄道会社が計画運休を実施している場合も臨時休校とします。（JR東日本・京浜急行・東急・小田急・京王電鉄）
- ★いずれの場合でも、学習途中で下校させるようなときは、メール配信でお知らせします。

4 その日一日を臨時休業と決定した場合

- ★天候が回復しても途中から登校させることはいたしません。

要保存

保護者の皆様

川崎市立虹ヶ丘小学校

校長 井上 恵子

地震発生に伴う児童の安全管理について

～ 震度5強以上の地震に遭遇し、学校・家庭・地域で甚大な被災が想定される場合 ～

日頃より本校の教育活動にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。

さて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を受けて、川崎市立学校における地震発生時の臨時休業と児童の下校措置については、次のとおりとなっております。

本校では、こうした災害発生時に限らず、児童の安全確保を最優先に教育活動に取り組んで参りますので、今後とも御理解と御協力をお願い申し上げます。

川崎市内いずれかの地域に『震度5強の地震が発生した場合』（麻生区とは限りません）

1 発生時刻が始業時刻前の場合

★当日および翌日を臨時休業とします。

★ただし、登校時間帯に重なり既に登校した児童は、学校でお預かりします。

2 発生時刻が授業中の場合

★すべての児童を学校に留め置き、保護者に直接引き渡します。

★また翌日を臨時休業とします。

3 発生時刻が終業後の場合

★翌日を臨時休業とします。

★わくわくプラザに残留している児童がいる場合には、連携して対応します。

4 発生時刻が休日・休前日（たとえば金曜日）の場合

★休日明けの平日を臨時休業とします。

★休日明けの平日が夏季休業中や振替休日等授業日でないときは、児童の学校での活動を全て中止とします。

※なお、施設設備や地域における被災状況を踏まえて、児童の安全確保を図るために、校長の判断で引き続き臨時休業や登校時刻を変更する場合があります。

地震発生時の学校の対応

※児童に、これまで避難訓練等で繰り返し指導してきている内容です。

(1) 教職員の直接管理下（授業・給食指導等）

①子どもの身の安全確保

■普通教室 地震発生時には即座に机の下にもぐる習慣を身に付けさせます。

■体育館・特別教室等

地震に遭遇した時、周囲にガラスがある場合・頭上に吊物がある場合など、どのように自分の身の安全を図るか、あらかじめ理解させます。

②教職員の行動

■子どもを机の下にもぐらせて、机の脚をしっかりとつかませ、頭を保護するように指示します。

■子どもがパニック状態に陥ることを想定し、パニックの防止に努めます。

③職員室の行動（学校の対応）

■揺れがおさまった後に、子どもの安全確保・避難経路の確保・火の元の消化を教職員に向けて指示します。緊急放送ができないことも考え、拡声器を常備します。

■教職員がいない教室への支援を素早く行います。

(2) 教職員の間接的な管理下(休み時間・始業前・放課後等)

■教職員の指示が伝わらない場合が考えられるので、廊下・階段・昇降口等の校舎内で対応や校庭などの校舎外での対応など、場所に応じた危機回避の仕方を事前に指導しておきます。

■担任は自分の教室に直行し、その他の教職員は職員室に集合して不明者の搜索等を行います。

(3) 社会見学・遠足等で遭遇した場合

■どのような状況で遭遇しても、子どもの人数確認、安全確保をし、安全な場所への避難誘導を優先します。特に海辺では、地震が起きて何事もなくとも、高台に避難するなど、迅速な行動に心がけます。また、出先から学校へ児童の安全確認を速やかに報告します。

(4) 登校、下校途中

■カバンや持ち物で自分の頭を保護するよう指導します。

■建物・塀・崖下・川岸からすぐに離れるよう指導します。

■自宅よりも学校の方が近ければ、学校に避難することを指導します。

上記の点について、ご不明な点がある場合は、虹ヶ丘小学校(Tel044-987-1579)までご相談ください。